

設計単価の設定に使用する物価資料の定義の改定について

1 改定内容

物価資料の定義を下表のとおり変更します。

旧	新
月刊建設物価、月刊積算資料	Web建設物価、積算資料電子版

2 適用年月日

令和元年10月1日以降に起工起案する全ての工事及び業務から適用する。
(閲覧設計書の総括情報表の「資材等の単価の出典」において、「建設物価・積算資料」が「当年10月号」と表示される全ての工事及び業務から適用する。)

3 留意点

(1) 掲載単価数

月刊建設物価の情報はWeb建設物価に、月刊積算資料の情報は積算資料電子版に、それぞれ包括されています。(以下、月刊建設物価・月刊積算資料を「物価資料(冊子版)」といい、Web建設物価・積算資料電子版を「物価資料(Web版)」という。)

(2) 積算に用いる材料単価等の採用順序

積算に用いる材料単価等の採用順序は、次のア～イの順としています。今回の改定により“物価資料=物価資料(Web版)”となります。

ア 実施設計単価表による

イ 実施設計単価表に掲載のないものは、物価資料による

ウ ア、イのいずれにもないものは、原則として特別調査または見積書による

(3) 物価資料により設定した設計単価の扱い

① 金抜設計書作成時の留意点

物価資料(Web版)に掲載されている単価は、著作権が発刊元の(一財)建設物価調査会と(一財)経済調査会に帰属していますので、物価資料(冊子版)を使用していた時と同様に、単価を公表することはできません。

② 行政情報コーナー等における公表上の留意点

公表用の実施設計単価表においては、物価資料(Web版)により設定する単価は、“刊行物単価”という表示になり、具体的な価格は表示しません。